

【16-7 相続財産管理人選任申立事件（本人死亡後財産引渡しまでの処分）】

2 平成28年(家)第×号 相続財産管理人選任申立事件【注】

3

審判

5

6 住 所 A県B市C町×丁目×番×-×××号

7 申立人 甲 野 太 郎

8 本籍 D県E市F町×丁目××番

9 最後の住所 G県H市I町×丁目×番×号

10 被相続人 亡乙川次郎

11 昭和3年7月×日生

12 平成27年11月×日死亡

13

14 本件について、当裁判所はその申立てを相当と認め、民法918条2項により次
15 のとおり審判する。

16 主文

17 1 被相続人亡乙川次郎の相続財産管理人として申立人を選任する。

18 2 手続費用は申立人の負担とする。

19 平成28年1月×日

20 H家庭裁判所

21 裁判官

1 【注】相続人調査や相続人との連絡に時間要する場合、相続人が相続財産の受領を拒否
2 した場合、相続人間で紛争があり相続財産の引渡し先が定まらない場合など、本人の死後、
3 相続財産を速やかに引き継ぐことができないとき、元後見人等は民法918条2項による
4 相続財産管理人選任の申立てをすることができる。相続人が申し立てることもあるが、本
5 人死亡により後見人等としての財産管理権を喪失した元後見人等が申立てをする例が多い。